

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県東温市山之内甲389番地1

氏名 有限会社ジー・シー・オー

取締役 大西 良樹

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者である
 第14条の2第1項
 ことを証する。

愛媛県中予保健所長 三木 優子



許可の年月日

令和3年 7月 7日

許可の有効年月日

令和8年 7月 6日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬（積替え及び保管行為を含む。）

(産業廃棄物の種類)

燃え殻（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、鉱さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、動物のふん尿

以上16種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

(所在地) 愛媛県東温市山之内字コブ谷甲389番1、甲389番2

(面積) ①33.08m²、②36.29m²、③0.24m²、④0.06m²

(積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類)

①廃プラスチック類 以上1種類、②金属くず 以上1種類、

③廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物）、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」（水銀使用製品産業廃棄物） 以上3種類

④燃え殻（水銀使用製品産業廃棄物）、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物） 以上3種類

(積替えのための保管上限)

①27.49m³、②27.81m³、③0.21m³、④0.02m³

(裏面に続く)

(裏面)

(積み上げができる高さ)

①1. 1m、②1. 0m、③0. 88m、④0. 35m

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成18年 7月 7日 (当初許可)

平成23年 7月 7日 (積替え保管場所の廃止)

〔所在地：愛媛県東温市山之内甲389番地1。燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」、鉱さい、がれき類、動物のふん尿 以上14種類の積替え保管場所の廃止〕

平成23年 7月 7日 (更新許可)

平成28年 7月 1日 (積替え保管場所の積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さの変更)

平成28年 8月 8日 (積替え保管場所の面積及び積替えのための保管上限の変更)

平成28年 8月 17日 (更新許可)

令和3年 4月 27日 (代表者の役職名変更 (旧：代表取締役 大西 良樹))

令和3年 7月 7日 (更新許可)

令和4年 1月 11日 (変更許可)

〔燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」に(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)を追加。〕

〔汚泥、廃プラスチック類、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」、がれき類に(石綿含有産業廃棄物を含む。)を追加。〕

令和4年 2月 7日 (積替え保管施設の追加)

5. 松山市の区域における積替え許可の有無 有・

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・